

消費者だより

2022年12月号

転売チケットの購入トラブルに注意！

新型コロナウイルスの影響により、コンサートやイベント、スポーツ観戦などは中止や延期が相次ぎましたが、最近では感染対策を講じたうえでの開催も多くなっています。自分の好きなアーティストやグループを応援する「推し活」という言葉も聞かれるようになりました。これに伴い、インターネット上で転売される興行チケットに関する相談も増加しています。

■事例1 検索サイトで男性歌手のコンサートを調べ、一番上に表示されたサイトにアクセスしてチケットを1枚、2万円で購入した。購入後によく見ると、海外の転売仲介サイトだったことがわかった。

■事例2 SNSで、人気のライブチケットを譲るといふ書き込みを見て連絡を取り、3万円で譲ってもらうことにした。指定の銀行口座にお金を振り込んだが、チケットは送られて来ず、連絡も取れなくなってしまった。

■消費者へのアドバイス

・検索結果の上部に表示された転売仲介サイトの広告を、公式チケット販売サイトだと思いついてしまう場合がありますが、これは「リスティング広告(検索ワードに連動して表示される広告)」です。興行主が、「転売されたチケットでの入場は不可」「入場時には本人確認が必要」と定めていた場合、転売仲介サイトを利用すると、入場できない可能性のあるチケットを購入してしまうことになります。

・SNSで知り合った相手との個人間取り引きはリスクが伴います。SNSの運営事業者の利用規約には、トラブルは当事者間で解決するようにとの記載があり、解決が困難なことがあります。

困ったことがあれば、消費生活センターに相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)